

< 実 施 要 綱 >

令和2年度 自治体法務研修

- 1 目 的 条例、規則、告示等の具体的な事務の流れ、詳細な手続等、法制執務の基礎を身につける。
- 2 主 催 奈良県市町村職員研修センター(公益財団法人 奈良県市町村振興協会内)と奈良県自治研修所との共催
- 3 日 程 ※ 奈良県自治研修所での1回のみ開催となります。
令和2年12月16日(水) 午前9時～午後4時30分
【奈良県自治研修所 3F 大研修室】
奈良市大安寺一丁目23-2
- 4 対 象 者 受講を希望する職員
定員50名(市町村等職員・県職員、各々25名程度)
- 5 研修内容 別紙日程表のとおり
- 6 そ の 他
 - (1) 持参するもの。**(筆記用具、印鑑)**
 - (2) 昼食は、各自で用意して下さい。
 - (3) 奈良県自治研修所には駐車スペースがございませんので、公共交通機関をご利用ください。
 - (4) 受講者の方へ
 - ・当日朝、自宅で体温を測ってきてください。
 - ・風邪症状や発熱等、感染の疑いがある場合は受講を見合わせてください。
 - ・**マスクを持参の上、研修室内では必ず着用してください。**
 - ・手洗い・咳エチケットの励行にご協力をお願いします。
 - ・換気のため、窓・扉を開放します。
 - ・体調に異変を感じられましたら、速やかにお申し出ください。

××××× 日 程 表 ×××××

令和2年度 自治体法務研修

講師：奈良県総務部 法務文書課 職員

株式会社東京リーガルマインド 専任講師 森井 俊之

日 時	内 容
9:00～	オリエンテーション 1. 条例の位置づけ ・ 憲法と地方自治の本旨 ・ 条例制定権 ・ 条例と規則 ・ 条例の位置づけ 2. 条例の限界 ・ 憲法上の限界 ・ 「法律の範囲内」→横出し条例・上乗せ条例 3. 条例作成の要領、法令の基本形式 ・ 条例の立案 ・ 条例の機能 ・ 目的の手段 ・ 放置自転車問題を例に 4. 用字及び用語、改正手法、定型的な条例 ・ 題名、目次、本則等 (目的規定、趣旨規定、罰則等) ・ 全部改正、一部改正、廃止 ・ 専決処分条例、理念条例等 5. まとめ、理解度テスト、演習等
16:30	6. 条例改正等、規則等の制定・改廃の流れ、規則等の作成ツール ※県法務文書課による説明

- ★ 奈良県自治研修所での1回のみ開催となります。
- ★ 講師等の都合により、内容等が変更されることがありますのでご了承ください。
- ★ 昼食休憩は、12:00～13:00を予定しております。
- ★ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、やむを得ず研修を中止とする場合がございます。
- ★ 受講の際は手洗い・咳エチケットの励行にご協力ください。
- ★ 風邪のような症状がある場合は受講をご遠慮くださいますようお願い申し上げます。